

韓国におけるIFRSの適用状況

韓国におけるIFRSの適用状況

- 韓国では、2011年から、国際会計基準(IFRS)を基に逐語で翻訳・制定されたK-IFRS(韓国採択国際会計基準)が全ての上場企業の連結・単体財務諸表に適用されている。
K-IFRSでは、IFRSでは開示が義務付けられない一部の項目(営業損益、剰余金計算書)について追加開示を求めている。
- 2007年にロードマップを公表し、①2011年に全上場企業にIFRSを強制適用する、②強制適用の前段階として2009年からIFRSの早期適用を認めることとした。なお、早期適用は約60社が実施。
- 金融機関については、監督上の観点から、原則として、上場・非上場を問わずK-IFRSが適用される。
- K-IFRSでは、現時点において、カーブアウトは行われていない。

韓国金融監督院報告書の概要①

2012年6月18日、韓国金融監督院(FSS)は「株式上場法人の2011年の事業報告書、K-IFRS財務情報開示事項の点検結果と今後の監督案」と題する報告書を発表。

- FSSは、1600社を対象に、2011年の事業報告書の財務情報開示事項121項目を選定して一斉点検を実施。
- 株式上場法人のK-IFRSによる事業報告書の作成水準は良好。点検の結果、重大な不備事項は発見されなかった。指摘された不備事項も全121項目中、1社あたり平均4.5項目に過ぎず、不備事項が全く発見されなかった企業も288社(18.0%)、不備事項が5項目以下の企業の割合が約68%(全くない企業を含む)。他方、10項目を超えた企業も9.9%に達し、今後も継続的な指導が必要。
- 主な不備事項は金融商品、連結情報、営業部門別開示等と関連。主なパターンとしては会計処理方法を詳しく説明する財務諸表の注記または事業報告書の記載事項の一部記載漏れ、または不実記載。
- 今後の監督案としては、企業及び監査人に不備事項を個別に通報し、自発的な修正登録を促す、不備事項が多すぎる企業については下半期に半期報告書を再点検する等、類似した記載事項の誤謬が繰り返されないように集中して管理する予定。

韓国金融監督院報告書の概要②

韓国金融監督院(FSS)は、

- ①2012年6月20日、「非上場法人の自発的な国際会計基準の適用状況の分析」
 - ②2012年7月12日、「2011年の上場法人の監査報告書の分析」
- と題する報告書をそれぞれを発表。

<①報告書のポイント>

- K-IFRSの強制適用対象ではない非上場法人17,169社中、2011年にK-IFRSを任意適用した法人は1,142社で、それ以外の16,027社は一般会計基準を適用。
- K-IFRSを適用した非上場法人について資産規模別に見ると、資産額が2兆ウォン以上では73.1%、5千億～2兆ウォンでは36.9%、1千億～5千億ウォンでは18.8%、1千億ウォン未満では4.8%の法人がK-IFRSを適用。

<②報告書のポイント>

- 2011事業年度において、上場法人1,738社(うち1,639社がK-IFRSを適用)のうち、個別財務諸表に係る監査意見が意見不表明となったのは20社(1.2%)、不適正意見が2社(0.1%)、限定付適正意見が4社(0.2%)。これらの主な理由は継続企業の不確実性によるもの。なお、無限定適正意見は1,712社(98.5%)と2010年の98.1%より上昇。

IFRS財団評議員会における韓国のIFRS適用に関する報告の概要①

2013年1月24日に開催されたIFRS財団評議員会(於:香港)において、韓国会計基準審議会(KASB)と韓国金融監督院(FSS)作成の報告書に基づき、「韓国におけるIFRSの適用、実施とその教訓」とのタイトルで報告が行われた。

IFRS適用による実務上の影響

➤ 海外上場企業の財務諸表作成コストの低減

:KBフィナンシャルグループは25億ウォン、新韓フィナンシャルグループは30億ウォン、ウリフィナンシャルグループは25億ウォン、KEPCO(韓国電力公社)は8000万ウォンをK-GAAPに基づき作成した財務諸表を、米国基準に変換するのに費やしていた。IFRS適用により、上記のコストが削減されたと推測される。

:国内企業についても、IRの向上に資する。

➤ 会計の透明性の確保

➤ 韓国の対外的地位の向上

➤ 企業、監査法人等の関係者の議論の活性化

IFRS財団評議員会における韓国のIFRS適用に関する報告の概要②

IFRS適用による実務上の影響(続き)

➤間接的な影響として、

- IFRSを任意適用する非上場企業数の増加
(FSSの分析では、2011年の1142社(6.0%)から、2012年には1403社(7.2%)に増加)
- IFRS適用の公企業への拡大
- 会計の透明性を高めるための様々な取組みの開始
(会計推進フォーラムの設立、韓国会計学会による上場企業の会計透明性の評価)
- 企業が雇用する公認会計士の数の増加

教訓

- 企業などの関係者に対する長期的な教育・広報が必要
- 国内における関係者へのアウトリーチならびにIFRS適用の初期段階におけるIASBとのコミュニケーションが重要
- IFRS新規適用国に対するIFRS財団による支援の強化
- 各国におけるIFRS解釈上の論点について十分に対応するために、IFRS解釈指針委員会(IFRS IC)の役割の強化

IFRS財団評議員会における韓国のIFRS適用に関する報告の概要②

IFRS適用検討国へのアドバイス

- IFRS適用は財務報告の透明性を確保するとともに、効率的な資源配分を通じて経済の向上に資することから、IFRS適用は必ず行うべき
- 十分な準備期間を確保すること
- IFRS適用に関連して、IFRSの教育及び促進活動、関連するインフラの整備、IFRSの統合的な適用が重要
- IFRS適用のプラスの効果は長期的に現れる傾向があり、当局はこの点につき強い信念に基づいて計画を着実に推進すべき